

# 令和2年第5回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和2年5月25日（月） 13時28分開会  
14時15分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
  - ・ 日程第1 議案第25号 指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
  - ・ 日程第2 議案第26号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出について

- ・ 日程第3 議案第27号 新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
- ・ 日程第4 議案第28号 指宿市指定文化財の指定について
- ・ 日程第5 議案第29号 指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について
- ・ 日程第6 議案第30号 指宿市学校給食センター運営協委員会委員の委嘱について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名者の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してございますのでご覧ください。

項目1でございます。

文化財保護審議会会長より、有形文化財である関係資料3点の文化財指定の答申書が提出され、受理いたしました。

項目2でございます。

教科用図書採択事務の全体計画等について協議をいたしました。

項目3でございます。

新型コロナウイルス感染対策室が設置され、それに伴い辞令が市長より交付されました。この辞令交付式に出席いたしました。

項目4でございます。

学校再開日についての臨時校長会を開催いたしました。市立小学校・中学校につきましては、5月7日の木曜日と、8日の金曜日を臨時登校日とし、11日の月曜日から学校再開といたしました。指宿商業高校につきましては、JR通学の生徒が多いことから、5月7日と8日は分散登校、5月11日から22日までがフレックス登校（時間差登校）となり、本日から通常登校となっております。また、教育委員会の施設については5月7日から再開をいたしました。

項目5・6でございます。

市立小学校・中学校・高等学校の校長・教頭の当初申告の面談を行いました。人事評価の記録表に基づき、今回の面談では学校経営の具体策や、今年度の目標等をお聞したところでございます。

項目7と、飛びまして項目10でございます。

大成小学校の改造工事が6月中旬から着工となります。その関係で、体育館等が使用できなくなることから、学校整備室長と山川高校に出向き、山川高校の施設借用の協力を学校長にお願いしたところでございます。今後は、両校で連携を図りながら、計画的に利用させていただくことになりました。

項目10についてですが、スクールバスのためのバスターミナル及びその周辺の工事内容について、現場で学校整備室長から説明を受け、その中で工事中の児童の安全確保を確認したところでございます。

項目8でございます。

県教組南薩地区支部指宿地区協の役員の皆様と話し合いをしました。今年度初回ということで、役員と事務局の自己紹介から始まり、学校で働く教職員の勤務、労働環境、福利厚生に関する内容等について話し合いをしたところでございます。

項目9でございます。

MBCラジオ番組の取材を受けました。毎週火曜日の番組、庄太朗の輝く薩摩おごじよで、6月に5週にわたり放送されます。

項目11でございます。

今年度は、新型コロナウイルスの関係で理事会のみ開催され、総会議案につきましては、書面対応となりました。

項目12でございます。

臨時教育長会議が南九州市役所川辺庁舎で開催されました。新型コロナウイルスに関わる案件を協議いたしました。

項目13でございます。

新型コロナウイルス対策本部会議が定期的に実施され、協議されております。それぞれの課から現状の報告がなされているところです。

以上、教育長報告を終わります。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第25号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第1、議案第25号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、山川庁舎が山川文化ホール内へ移転することにより、山川文化ホール会議室等の名称及び面積が変わることから、使用料等に関する部分の見直しを行うため、5ページの新旧対照表にお示しのとおり、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

今回の山川庁舎移転により、現山川文化ホールの貸出施設の第1会議室から第6会議室及び視聴覚室部分が全て山川庁舎部分となり、山川文化ホールの貸出施設は、3階へ新たに、第1、第2、第3会議室及び中会議室として、4部屋の整備を進めているところであります。

別紙(A3判)の「議案第25号資料」も併せてご覧いただきたいと思っております。

使用料の算定につきましては、新たに整備された会議室と旧会議室の面積や使用形態等を勘案し、同規模程度である旧会議室の使用料をそのまま設定することとし、面積が40.5平方メートルの第1、第2、第3会議室は、同規模程度の旧第2、第3、第4会議室の190円に、面積が60.75平方メートルの中会議室は同規模程度の旧第5会議室の240円にしようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を山川庁舎の移転日である令和2年7月27日とし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

### (七夕職務代理者)

旧の場合は6部屋ありましたが、新の場合は4部屋に減っております。これで足りるのかどうかをお尋ねいたします。

**(中摩課長)**

山川文化ホールを活用した山川庁舎の移転工事につきましては、庁舎機能のスペースや会議スペースを含めて、山川庁舎建替検討委員会によって、整備の内容について検討されております。この検討委員会のメンバーにつきましては、山川地域の全ての区長さん、区長さんが来られない場合は、区長さんが推薦される方及び菜の花商工会や女性連など、地域の団体代表者16名で構成されておりました。当然、その中には校区公民館長も含まれているところでございます。

その中で検討した結果に基づきまして、今回の整備が行われております。会議室の部屋数は、先ほどご指摘がありましたように、6部屋から4部屋に減っているところでございますが、実際にあった6部屋のうち2部屋の1つについては、過去3年間1例も使用がございました。あと、これまでの部屋の利用実績と部屋の数等を勘案しますと、足りないということはなく、特に支障がない。市民の利用に大きな影響は出ないということも、社会教育課サイドで昨年度、検討したところでございます。そういったことから、部屋数は減っておりますけれども、運営上に影響はないと考えているところでございます。

**(吉元教育長)**

暫時休憩いたします。

**(吉元教育長)**

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第25号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第1，議案第25号については、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

暫時休憩いたします。

**(吉元教育長)**

会議を再開いたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2，議案第26号，令和2年度指宿市一般会計補正予算（第3号）に係る議案（教育委員会関係分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2, 議案第26号, 令和2年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)に関する意見の申出について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)に関して市長に意見を申し出ることについて, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので, 別冊の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算(第3号)は, 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,670万4千円を追加し, 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億2,282万5千円とするものであります。

次に, 4ページをご覧ください。

款9教育費は, 744万9千円を追加し, 歳出の総額を43億5,422万2千円とするものであります。

次に, 9ページをご覧ください。

教育委員会所管分の歳入からご説明申し上げます。

款15国庫支出金, 項2国庫補助金, 目8教育費国庫補助金, 節4保健体育費補助金196万円の補正は, 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された, 3月の臨時休業期間中における学校給食休止への対応策として国が創設した「学校臨時休業対策費補助金」のうち, 学校給食費返還等事業補助金として, 国の負担割合4分の3の146万円, 及び衛生管理改善事業補助金として, 国の負担割合3分の2の50万円の増額であります。

次に, 歳出についてご説明いたしますので, 12ページをご覧ください。

款9教育費, 項2小学校費, 目1学校管理費, 節14工事請負費104万円は, 川尻小学校の5,6年生が複式学級となったことから, 教室の後方に設置しております, カバン棚及び掃除用具棚を撤去し, 新たにスライダー黒板及び黒板灯(照明器具)を設置して, 児童の学習環境を整備しようとするものであります。

節17備品購入費41万円は, 児童用の収納棚及び掃除棚を購入するものであります。

項6社会教育費, 目2公民館費, 節10需用費330万円は, 池田校区公民館の講堂の空調機が故障し, 校区公民館事業が円滑に実施できなくなる事態の回避及び熱中症等の発生を未然に防止するため, 早急に修繕を行う必要があることから, 修繕料を計上するものであります。

次に, 13ページをご覧ください。

項7保健体育費, 目3学校給食センター費, 節18負担金補助及び交付金269万9千円の補正は, 先ほど歳入でご説明いたしました「学校臨時休業対策費補助金」について, 本市の学校給食用物資納入業者3社から, 食材に係る違約金等として申請があったことから, 国負担分と市負担分を合わせて計上するものであります。

なお, 国負担分につきましては, 先ほど9ページの教育費国庫補助金でご説明を申し上げたとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第26号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第26号については、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第27号，新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第27号，新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について、ご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページをご覧ください。

新生山川小学校統合校舎大規模改造工事（建築）の建築工事に係る請負契約であります。当該請負契約につきましては、4月23日に3社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしました。

契約の目的は、新生山川小学校統合校舎大規模改造工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は4億95万円であります。

契約の相手方は、指宿市大牟礼一丁目24番23号 興南・福ヶ迫特定建設工事共同企業体で代表者は、興南建設株式会社代表取締役 濱田信行であります。

工事の概要につきましては、新生山川小学校統合校舎の外壁改修、屋上防水、内部改修及び外構に係る建築工事を行うもので、工期は令和3年2月26日までとなっております。

新生山川小学校統合校舎大規模改造工事は、この建築工事のほか、電気設備工事及び機械設備工事があり、合わせて三つの工事を行います。このうち、契約金額が1億5千万円を超える本契約について、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とすることから、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第27号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第27号については、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第28号，指宿市指定文化財の指定についてを議題といたします。  
提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4，議案第28号，指宿市指定文化財の指定について、提案のご説明を申し上げます。  
資料の9ページをご覧ください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき、別紙文化財を指宿市指定文化財に指定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護条例第4条第1項において、「教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財，無形文化財，有形民俗文化財，無形民俗文化財，記念物の区分により、それぞれ指宿市指定文化財に指定することができる」となっております。  
10ページをご覧ください。

今回は、「弘化四年揖宿神社造替関係資料3点」を指宿市有形文化財に指定しようとするものであります。

これにつきましては、同条第4項において、「教育委員会は、文化財を指定又は認定しようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会に諮問しなければならない」となっていることから、去る4月17日に指宿市文化財保護審議会に諮問を行いましたところ、4月28日に指宿市文化財保護審議会会長 田代秀敏より、11ページの答申書が市教育委員会へ提出されました。その答申を受けまして、文化財「弘化四年揖宿神社造替関係資料3点」を指宿市指定有形文化財に指定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、中摩歴史文化課長がご説明いたします。

(中摩課長)



それでは、指宿市指定文化財の指定内容についてご説明いたしますので、資料の10ページをご覧ください。

物件につきまして、種別は有形文化財となっており、名称は弘化四年揖宿神社造替関係資料3点となっております。所在の場所は、指宿市東方733番地で揖宿神社が所蔵しております。

2番の評価でございます。

弘化四年揖宿神社造替関係資料3点（揖宿神社弘化四年銘棟札、「敵国降伏」扁額、「騎射武人（伝 那須与一）」扁額）は、島津斉興の藩主就任以降、度重なる異国船来航があり、その外国勢力を排斥するため様々な呪術を行っていた斉興が、その目的を達成する1つの手段として揖宿神社の社殿等の造替を行ったことを示す極めて重要な資料と位置づけることができる。

2番目ですが、揖宿神社弘化四年銘棟札は、揖宿神社の社殿造替が、藩主島津斉興によって行われたことを明らかにする資料であると同時に、社殿造替に実際に携わった当時の家老兼側詰や大目付寺社奉行をはじめ、指宿郷の郷士年寄や大工頭などの人名も列記されており、指宿市における江戸時代の公的事業を知る上で貴重な歴史資料である。なお、令和元年5月27日指定の「調所笑左衛門廣郷銘手水鉢2点」のうち1点は、この際奉納されたものでございます。

3番目です。「敵国降伏」の扁額は、このような時代背景のもと揖宿神社へ奉納されたものであり、幕末の鹿児島藩が置かれた政治情勢や、当時の藩主島津斉興の宗教政策等を知る上で貴重な資料であるところです。

4番目ですが、「騎射武人（伝 那須与一）」扁額は、上記と時期を同じくして揖宿神社神主によって奉納されたものであり、その裏書きに藩主斉興の武運長久などが記されるとともに、「敵国降伏」の文字があることから、揖宿神社の造替が国家鎮護の意味が込められていたことを示す資料である。指定理由は、以上の4点になります。

資料の13ページをご覧ください。

ここからは写真がでございます。13ページが揖宿神社弘化四年銘棟札になりまして、写真と文字を起こした内容をお示ししております。

14ページには、「敵国降伏」扁額、15ページをご覧くださいますと、「騎射武人（伝 那須与一）」扁額の写真がでございます。上が表で、下が裏になっておりますけれども、裏側には奉納された経緯も記されているところでございます。

16ページには、所有者である揖宿神社宮司 幸野昌廣氏の指定同意書の写しをお示ししているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(吉元教育長)**

暫時休憩いたします。

**(吉元教育長)**

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第28号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第4、議案第28号については、提案のとおり可決することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第5、議案第29号、指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第5、議案第29号、指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条の規定に基づき、指宿市立市民会館運営協議会の委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条第2項において、委員は学校長代表、公共的団体の代表及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

新任の委員につきましては、公共的団体の代表として、指宿青年会議所理事長の岩崎新氏と指宿市PTA連合会から新川床金春氏の2名となっております。

なお、任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第29号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第29号については、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、議案第30号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6、議案第30号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の18ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第6条第3項の規定に基づき、指宿市学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において、「運営委員は20人以内とし、小学校長及び中学校長代表、学校職員の給食担当者代表、小学校PTA及び中学校PTA代表、そのほか教育委員会が必要と認める者」となっております。

今年度の委員の内訳としましては、小学校長代表4名、中学校長代表1名、学校職員の給食担当者代表5名、小学校PTA代表6名、中学校PTA代表1名、そのほか教育委員会が必要と認める者3名の計20名の方をお願いしたいと考えております。

なお、任期は令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第30号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第30号については、提案のとおり同意することといたします。

## 7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

その他で何かございませんか。

(なしの声)

## 8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。